

## 所沢市イメージマスコット「トコロん」着ぐるみ使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、所沢市イメージマスコット「トコロん」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用できるもの)

第2条 着ぐるみを使用できるものは、公的機関並びに市内で活動する団体及び事業者とする。

(着ぐるみの貸出し)

第3条 市長は、業務に支障を及ぼさない範囲において、着ぐるみを貸出すことができる。

2 前項の貸出期間は、貸出日から返却日を含めて原則7日以内とする。

(使用の申請)

第4条 着ぐるみを使用しようとするものは、あらかじめ、着ぐるみ使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用の許可)

第5条 市長は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を許可する。

- (1) 所沢市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 営利を目的として使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
- (6) その他市長が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。

2 前項の許可は、着ぐるみ使用許可書(様式第2号)をもって行う。

(使用料)

第6条 着ぐるみの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 着ぐるみを使用するもの(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみ取扱説明書に従って使用すること。
- (2) 許可された用途のみに使用すること。
- (3) 使用期間を遵守すること。

(4) 着ぐるみが汚損及び破損しないように努めること。

2 市長は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、着ぐるみの使用について条件を付することができる。

(使用許可の取消等)

第8条 市長は、使用者が前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、その許可を取消すとともに、以後の貸出しは許可しない。

2 前項に規定する取消しによって、使用者に損害が生じることがあっても、市長はその責めを負わない。

(原状回復)

第9条 着ぐるみを汚損又は破損した場合は、使用者の責任と負担により、クリーニング又は補修を行い、原状に復さなければならない。

(市長の責任)

第10条 着ぐるみの使用により、使用者に生じた被害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、市長は一切その責めを負わない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。